

# 川西市介護保険における第1号保険料の低所得者軽減強化による影響

消費増税対策として、2019年度から2020年度にかけて低所得者（第1段階～第3段階）の介護保険料の軽減強化を実施。  
軽減分については公費で負担(国1/2、県1/4、市1/4)。

○軽減実施後の段階別年間保険料 基準額(第5段階、料率1.0)：56,280円

	平成30年度		①令和元年度(2019年度)			②令和2年度(2020年度)		
	料率	年額	料率	年額	軽減額	料率	年額	軽減額
第1段階※	0.45	25,326円	0.375	21,105円	4,221円	0.3	16,884円	8,442円
第2段階	0.70	39,396円	0.600	33,768円	5,628円	0.5	28,140円	11,256円
第3段階	0.75	42,210円	0.725	40,803円	1,407円	0.7	39,396円	2,814円

※第1段階については、平成27年4月から軽減を実施しており(料率0.5→0.45)、2019年度当初予算にも計上済み。  
※保険料率の変更を伴うため、条例改正の上、保険料の軽減を実施。

軽減実施に伴う影響額(当初予算比)

約 57,841 千円

(軽減対象者約15,000人)

※参考 国(介護保険施行令)が定める基準

	H30	R1(2019)	R2(2020)
第1段階	0.45	0.375	0.3
第2段階	0.75	0.625	0.5
第3段階	0.75	0.725	0.7

